

ハローブリッジ下倉庫壁面ミューラルアート制作業務委託に関する募集要項

1. 件名

ハローブリッジ下倉庫壁面ミューラルアート制作業務委託

2. 目的

本市では、川崎が自らの可能性を広げることができるまちであると認識され、国内外からアーティストが集い、市内の建物や道路上の構造物等に、景観を損なわない範囲でミューラルアートを施すことにより、まちにアートが溢れ、誰もが気軽に若者文化のアートに触れることができることを目指しています。

また、令和6（2024）年の川崎市市制100周年を契機に、その象徴的事業として全国都市緑化かわさきフェアを開催し、“川崎らしいみどり”を全国に向けて発信していくとしています。

これらの状況を踏まえ、全国都市緑化かわさきフェア会場へのアクセス道路であるハローブリッジ下の倉庫の壁の壁面に、全国都市緑化かわさきフェアに関連するテーマのデザイン描画を施すことで、若者文化としてのミューラルアートと“川崎らしいみどり”の相乗効果を生み出し、広く内外にその魅力を発信することを目的とし実施するものです。

3. 履行場所

（1）住所

川崎市川崎区宮本町7－8地先

（2）対象壁面

サイズ：高さ：約3.0m、幅：約12m

素 材：フラット鋼板

4. 業務概要

（1）ミューラルアートの作成

ハローブリッジ下の倉庫の壁の壁面に緑化フェアと連動するミューラルアートを作成します。作成にあたっては、風雨に晒されることを考慮し、屋外用の壁画専用の塗料を用いて壁面に直接描くものとし、少なくとも5年程度の耐久性を維持できる方法により実施するものとします。

※「5. 履行期間」に関わらず、ミューラルアートの制作期限は令和6（2024）年10月15日（火）までとします。

（2）作成の過程の記録

完成後、広報等に活用できるように制作過程の映像を記録し、編集したうえで提出するものとします。

※倉庫の壁内であれば制作範囲に特に制限は設けない。ただし、壁の機能に支障を及ぼさないことを前提とします。

5. 履行期間

契約締結日から令和6（2024）年10月31日（木）まで

6. 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式

(2) 業務規模概算額

1,452,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以下

※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、上限を示すもの。

7. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 企画提案書評価委員会開催時に、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、「その他業務」の業種で登録されていること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の更生・再生手続中でないこと。
- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していないこと。
- (8) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（市民税及び固定資産税）を滞納していないこと（地方税については、本市に本社若しくは事業所がある者のみ）。
- (9) その他、違法または不正行為、本市との信頼関係を損なう行為、社会的信用を損なう行為等がないこと。

8. 提案募集に関するスケジュール

●本要項の公表	令和 6 年 5 月 22 日（水）
●参加意向申出期間	～令和 6 年 6 月 7 日（金）
●提案資格確認結果通知書の交付	令和 6 年 6 月 11 日（火）
●質問受付期間	～令和 6 年 6 月 13 日（木）
●質問に対する回答期日	令和 6 年 6 月 18 日（火）
●提案募集期限	令和 6 年 6 月 24 日（月）
●提案選考委員会	令和 6 年 7 月 3 日（水）
●選考結果の通知	令和 6 年 7 月中旬
●契約の締結	令和 6 年 7 月下旬
●履行期限	～令和 6 年 10 月 31 日（木）

※ ミューラルアートの制作期限は令和 6（2024）年 10 月 15 日（火）までとします。

※ 期間は、状況等を踏まえて延長する場合があります。

9. 参加意向の申出

本募集への参加意向がある場合は、参加意向申出書（別紙１）に必要事項を記入の上 pdf 化し、上記参加意向申出期間内に担当部署宛に電子メールで提出してください。

10. 質問の受付及び回答

本要項等に関する質問がある場合は、質問書（別紙２）を上記質問受付期間内に担当部署宛に電子メールで提出してください。

- （１）持参・電話・FAX・口頭等による質問は不可とします。
- （２）単なる意見、要望又は本事業と直接関係ないと本市が判断したもの等については、回答しない場合があります。
- （３）本要項等、既に公開されている資料に記載されているものについては、質問自体が不要と判断されるため、該当部分を質問者へ個別に提示や説明すること等によって対応する場合があります。
- （４）本要項等に対する質問への回答は、上記に示す期日までに本市ホームページにおいて公表します。

11. 企画提案書の受付、辞退

参加意向申出者は、次の項目を踏まえて、企画提出書等を上記提案募集期限までに担当部署宛にメール等により提出してください。データを格納した DVD-R 等を郵送される場合は期限までに本市に到着している必要があります。

なお、参加意向申出書を提出した後に提案を辞退される場合は、辞退届（別紙３）を御記入いただき、pdf 化したデータを上記提案募集期限までに担当部署宛に電子メールで提出してください。

（１）提案を求める内容

下記 （４）「企画提案書の作成」に掲げる事項

（２）提出書類（形式はすべて原則 pdf データとします）

- ア 企画提案書（様式自由）
- イ 類似実績がある場合は、その実績が分かる資料（様式自由）
- ウ 作業スケジュール（様式自由）
- エ 実施体制（作成アーティスト（実績含む）、人員配置、スタッフ等）（様式自由）
- オ 見積書（見積額及び積算の根拠）（様式自由）

（３）提出書類等の取り扱い

- ア 提出書類等は、返却いたしません。なお、提案書類等は、提案者に無断で選考以外の目的には使用いたしません。
- イ 提案募集期限後は、提案書類等の差替え、変更又は追加は認めません。
- ウ 提案書の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案のすべてが提案実施に反映されるとは限りません。
- エ 提案書類等の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- オ 提案書類等の作成に係る費用は、提案者の負担とします。
- カ 提案書類等の著作権は、提案者に帰属します。ただし、採用された提案については、提案者と事前に協議した上で、その内容を公表することがあります。
- キ 提案書類等は、川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）の規定に基づき、開示を請求されたときは、公にすることにより、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する

おそれがあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案選考期間中は同条例第 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、開示の対象となりません。

(4) 企画提案書の作成

ア ミューラルアート

デザインラフイメージを 1 枚以上提示するとともに、そのコンセプトを示してください。

イ 作成の過程の記録

記録方法を提案してください。ドキュメンタリータッチやタイムラプス等の形式は問いませんが、見る人の興味を引くような内容の提案をお願いします。

12. 提案選考委員会

(1) 日時

令和 6 年 7 月 3 日（水） 13 時 30 分から（予定）

(2) 場所

川崎市役所本庁舎 2 1 階市民文化局会議室（川崎市川崎区宮本町 1 番地）

(3) 提案説明

ア 提案説明は、提出書類等のほか、本市が会場内に準備するノートパソコン及びプロジェクターを使用して行ってください。

イ 所要時間は各提案者 20 分（説明 10 分、質疑応答 10 分）以内とします。ただし、提案状況等に応じて、あらかじめ短縮する場合があります。

ウ 提案実施に携わる人が提案書類等を作成するとともに、提案選考委員会に参加してください。なお、参加者は 3 名以内とします。

(4) 評価基準

評価項目及び配点は次のとおりです。評価については、技術点（70 点）、価格点（10 点）、総合点（技術点＋価格点）とし、1 委員につき 80 点満点で評価を行います。

ア 技術点（70 点）

(ア) 業務内容の理解度（15 点）

若者文化としてのミューラルアートと川崎らしいみどりの相乗効果による魅力発信という本事業のテーマに即した提案がなされているか。

(イ) 地域特性の理解度（15 点）

川崎市の地域性や特色、稲毛公園やハローブリッジ、市役所通りなど設置場所周辺の特性や景観などを意識したテーマとなっているか。

(ウ) 川崎市との関連性（10 点）

アーティストの選定にあたり、川崎市との縁や、本事業のテーマに合致する実績を持つアーティストを選定しているか。

(エ) 描画実績（10 点）

選定アーティストについて、同規模以上のミューラルアートの描画実績があるか。

(オ) 安全性（10 点）

描画時の安全性などが配慮されているか。

(カ) 実績（10 点）

事業者について、同種の事業の実績を有しているか。

イ 価格点（10 点）

価格点 = (提案価格のうち最低価格/自社の提案価格) × 価格点満点とする。

※小数点第三位を四捨五入して計算を行う。

ウ 総合点

技術点 + 価格点とする。(総合点の最低基準点は 6 割とする。)

(5) 順位の決定方法

出席委員の評価点の合計により順位を決定します。基準点を満点の 6 割以上とし、基準点を超えた業者について適正と判断します。なお、同点の企画提案が複数あった場合には、次の選考過程により最終順位を確定します。

ア 評価項目の「(ア)業務内容の理解度」及び「(イ)地域特性の理解度」の合計点が最も高い業者

イ アに該当する業者が複数ある場合、委員の協議により最終順位を決定する。

(6) その他

提案選考委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成 11 年 3 月 19 日条例第 3 号）第 5 条第 3 号の規定を準用し、非公開とします。

13. 選考結果の通知

選考の結果は、全ての業者に電子メールにて通知します。

14. 契約手続等

(1) 選考結果の通知後、速やかに選定された事業者と契約締結に向けた手続を進めます。

(2) 契約書を作成することとし、契約書類作成等に係る費用は、事業者の負担とします。

(3) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。

U R L : <http://www.city.kawasaki.jp/233300/>

(5) 委託代金の支払

委託業務の全部が終了した後の支払とします。

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

15. 留意事項

(1) 同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とします。

(2) 提案実施内容の一部について、他社に委託する際は、事前に本市の承諾を受けることとします。

16. 提案申込先・問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎 2 1 階

川崎市市民文化局市民文化振興室 梶原・塩田担当

電話番号 044-200-1722 電子メールアドレス 25sports@city.kawasaki.jp